

静岡県告示第332号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年4月21日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月21日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	吉田大東線	菊川市中内田字籠田4667番の2から	前	5.2~11.5	100.0
		菊川市中内田字籠田4683番まで	後	9.5~13.5	100.0
	小笠掛川線	菊川市中内田字籠田4683番から	前	5.2~11.5	100.0
		菊川市中内田字籠田4667番の2まで	後	9.5~13.5	100.0